

平成 30 年 6 月

遊佐町農業委員会第 3 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 6 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 55 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

- 議第 11 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 12 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 13 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名						
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 3 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介			北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
南西部	今井 彰						

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 6 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 16 名全員出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で、3 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。 昨日の夜、サッカーのワールドカップありました。私は負けると思ってましたけれども、同点で良かったです。1 勝 1 分けで、決勝トーナメントに行ければいいなと思います。テレビを見ますと全員が喜んでいて、国中が湧いたような気がします。大変喜ばしいことであります。 最近、地震が多発しております、ご存じのとおり大阪では震度 6 ということでありまして、かなり被害がありました。地震は何ともなりませんけれども、日頃から気をつけなければならないと思います。 国会の方は「TPP11」ということで、様々問題が起きているようでありましてけれども、明日、明後日あたりに採決するのかなと思っております。もっと審議をして採決してもらいたいと思います。 新聞などで報道されておりますが、アメリカで対中国の関税を 25% に上げるということです。中国も対抗措置を取るような雰囲気です。そのようなことが起こるとその他の国にも影響があるのではないかと心配しております。大統領は 7 月 6 日あたりから実施するということでしたが、それ以降 8 月になるとどうなることや、日本にもかなり影響があるのではないかなと思っております。 ただでも、米、大豆、野菜、牛肉なども値段もありますけれども、暴落も関係ありますので、理性を失わないで、世界の中で統一してほしいと思います。 本日の議案について、慎重審議お願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 10 番伊原ひとみ委員、11 番榊原一男委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より詳細説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告事項についてこれまでの総会における取扱いを変更した点がありましたので説明させていただきます。</p> <p>変更した点は2点です。</p> <p>1点目は、農地法第18条第6項の規定による通知受理について、を議事から報告事項とした点です。</p> <p>農地又は採草放牧地の賃貸借の解約については、昭和45年の法改正により、合意による解約が許可の対象外となっております。合意による解約とは、農地等の引き渡しの6ヶ月以内に成立したもので、書面になっているものです。実際の解約は、ほぼこの形式で処理されております。</p> <p>これまで遊佐町では議事で処理していましたが、酒田市等の近隣の市町村における取扱いについて確認した結果、許可が不要の場合は報告事項で処理するやり方が適切と判断したため、変更するものです。</p> <p>2点目は報告事項の案件の順序についての変更です。これまでは、使用貸借の解約についての報告事項のあとに、相続等の届出書の受理についての報告事項としていましたが、酒田市の取扱いと同じく、相続等の届出書の受理についてのあとに、使用貸借の解約を、そしてその後に、基盤法等の解約という順序に見直しさせていただきました。</p> <p>変更した点の説明は、以上です。</p> <p>それでは個別の内容について説明させていただきます。</p> <p>報告事項1.農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計5件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号19 計5筆、6,056㎡ 番号20 計5筆、23,246㎡ 番号21 計14筆、20,677㎡ 番号22 計7筆、6,164㎡ 番号23 計1筆、990㎡</p> <p>以上5件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項2.解約について、説明いたします。</p> <p>番号2 計3筆 3,288㎡</p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>続きまして、報告事項3.農地法第18条第6項の規定による通知受理について、説明いたします。こちらについては差替えがございますので、そちらをご覧ください。</p> <p>番号7 計1筆、6,545㎡</p> <p>解約の事由は、転用のためです。</p> <p>番号8-1、8-2 計2筆、3,229㎡</p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 11 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より詳細説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は 1 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 個別に説明いたします。 番号 4 計 1 筆、10 m² 10a あたり 500,000 円、総額 5,000 円の売買による所有権移転です。 番号 5 計 1 筆、175 m² 10a あたり 500,000 円、総額 87,500 円の売買による所有権移転です。 以上です。 現地調査は、渡会 健委員より行っていただきましたので、このあと現地調査報告をお願いします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 4 と 5 について、3 番渡会 健委員より、現地調査の報告をお願いします。 (3 番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会 健委員	<p>報告いたします。6 月 15 日に本人、それから譲渡人の一人から状況を説明してもらいまして、大丈夫だということで確認してまいりました。 この案件については 2 月頃から同じ耕作者、譲受人の話が出ていましたので問題はないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 11 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 11 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 12 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。

	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は2頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号3 計1筆、1,281㎡</p> <p>現地調査は、鈴木一弥委員より行っていただきましたので、このあと現地調査報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号3について、4番鈴木一弥委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>この畑については、今までも譲受人が借りていたということで、譲渡人の方から、正式に農業委員会を通して契約したいという申し出があつてこのような申請になりました。</p> <p>譲受人、労働力は一人ですが、一生懸命作っております。今はメロンが作付されておまして、秋には大根を植えるということで、問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第12号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第12号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第13号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>総会議案書は11頁、審査基準書は3頁、補足説明資料は1頁からご覧ください。</p> <p>番号1 計1筆 6,545㎡</p> <p>申請地につきましては、集落の北東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良受益地外で、太陽光発電設備設置のため申請したものです。</p> <p>中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることからその他の農地と判断されます。</p> <p>既存の施設の機能の維持・拡張等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するものであり、必要な資金も確認し確実性があると考えられます。</p>

	<p>申請地の南側が農地に接しておりますが、適宜、草刈を行うということで影響はないものと思われることから、許可相当と考えます。</p> <p>なお、15日に齋藤部会長、今野副部会長の2名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>6月15日に現地調査を行いました。</p> <p>基準書の3ページですが、位置図で、集落の北側に位置しております。字限図で、真ん中白い部分がありますが、非農地ということで抜けております。</p> <p>左側の道路をまっすぐ行きますと、元の碎石工場があったところになります。</p> <p>次の頁の現地の写真ですが、上の写真は、申請者にいろいろ事情を聴いているところです。一応、草刈りなどして管理されている状況でした。</p> <p>写真でちょっと見にくいと思いますが、北側と西側には、既に太陽光パネルが設置されておりました。</p> <p>以前、この土地に啓翁桜を栽培して、経営の一環に取り入れようとしたそうですが、土地柄が悪く生育しなかったという説明がありました。この土地は岩石採取して埋め戻した土地で、良い土質ではない感じです。</p> <p>生産性の低い土地で啓翁桜の栽培を断念したわけですが、農業委員の立場からすれば、何とか頑張って耕作を続けてもらいたいというのが本音のところですが</p> <p>しかし、いろいろ状況を聞きまして、荒れ地にしておくよりも効率利用してもらった方がいいのではないかという感じもしました。</p> <p>申請条件も整っているようなので、許可してもいいのではないかと考えてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>部会長が説明したとおりで、私も同感です。</p> <p>ここは元々は柿畑で、それを切って砂利採取して、埋め戻した土が石を洗った土で、ヘドロみたいな地力のない痩せた土を埋め戻しています。その後、申請者が購入しました。啓翁桜を植えたんですが、土が痩せててだめだということで、今回、太陽光パネル設置ということです。</p> <p>私個人としては太陽光パネルあまり設置してほしくないのですが、近隣の住民にも迷惑かけない、草刈りは定期的に行う、除草剤は極力使わないとか、いろいろ話してきました。許可相当だと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (14番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14番菅原善悦委員	<p>これ、転用許可申請とかは必要ないんでしょうか。あと、個人情報になるんでしょうが、本人が経営するということでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	これが農地法第 5 条の規定による転用許可申請の中の、今回は貸人個人の土地に会社としての借人が建てて、会社としての借人が経営するという事なので、所有権移転ではなくて賃借権設定の農地転用許可申請になります。
議長	他にありませんか。 (6 番川侯義昭委員が挙手し、議長が指名する)
6 番川侯義昭委員	写真に写っている、既に設置されている太陽光パネルは借人、または別の方のものなのでしょうか。
事務局	審査基準書の 4 頁の下の写真の右側の辺りですか。これは借人のものです。
6 番川侯義昭委員	補足説明資料で気になったものですから、「まわりの土地を太陽光発電設備として利用する為」と書いてありますが、既に利用しているということですね。
事務局	補足説明資料の 2 頁の転用事由の詳細の書き方がちょっと間違っていると思います。 6 頁に土地利用計画図ありますが、太枠で囲んでいる今回の申請地、それから申請地の真ん中に入っている土地には、今現在は太陽光パネルは設置されておりません。申請地の北側、東側には既に太陽光パネルは設置されていて、今回の申請地と併用地に設置しようとしているということです。
6 番川侯義昭委員	たまに許可がおりる前に建てられているということがありますので確認させていただきました。
議長	他にありませんか。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 13 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 13 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。 次に、議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 8 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1)所有権移転が 2 件、(2)利用権設定は新規設定が 1 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別にご説明いたします。 (1)所有権移転 番号 7 計 3 筆、3,288 m ²

	<p>10a あたり 70,000 円、総額 230,160 円の売買による所有権移転です。 この件については、今野一彦委員より現地調査を行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>番号 8 計 2 筆、3,229 m² 総額 393,730 円の売買による所有権移転です。 この件については、榊原一男委員より現地調査を行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>所有権移転については以上です。 続いて利用権設定について説明します。審査基準書は 10 頁をご覧ください。</p> <p>(2)利用権設定 番号 26 計 2 筆、2,115 m² 期間は 5 年、単価は 16,000 円です。 申請地のうち 1 筆はこれまでも利用権が設定されていましたが、今回の更新を機にもう 1 筆を追加したため、新規に設定となっております。 申請地の位置については審査基準書をご覧ください。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転の番号 7 につきまして、9 番今野一彦委員より現地調査の報告をお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>6 月 4 日、今日も見てきましたが、ここの田んぼは形が変形しています。石があちこちにあって、10cm も耕起しなくても石にあたるのかなという田んぼです。当然、水持ちも悪く、重機を入れないと水稻を作付することはできないと思います。</p> <p>10a あたり 70,000 円ということで、この地区の田んぼでも安いと思う人もいるのではないかと思います、条件が悪くてこの単価になっています。</p> <p>譲受人と話しましたが、エゴマを作付するそうです。来月の 10 日頃作付する予定だそうです。譲受人も色んな物作って頑張ってますし、母親も年配の人ですが頑張る人なので、きちんと管理してくれると思います。 特に問題ないと判断してきました。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転の番号 8 につきまして、11 番榊原一男委員より現地調査の報告をお願いします。 (11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11 番榊原一男委員	<p>9 頁見ると赤くなっているところ、大きなところは水稻、集落のすぐ脇の小さなところは大豆を植えるということでした。 譲受人は認定農業者で、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>6 月 15 日に、委員会室で 7 名全員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>

議長	<p>ただいまの事務局説明と現地調査委員からの報告に対し、何か質問意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 6 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
----	---